

おはかりいたします。今期につきましてはただり委員長の
ら報告されたとおり八月十七日の一日間と決定したいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって今期は一日
間と決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第三議案第八十五号契約締結について

（仮称福生市立福生オセ小學校新築工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 企画財政課長

高水 求君

（企画財政課長 高水 求君 登壇）

○企画財政課長（高水 求君） 指名がござりましたので議案第八十五号
につきまして説明を申しあげます。

本案は仮称福生市立福生オセ小學校新築工事の契約につきま
す。条例のオセ条の規定にとつてまして議会の同意を求めよう

とするものでございます。規模構造といたしましてはお手もと

にご配付の議案のとおり鉄筋コンクリート造り、陸屋根、四階建
延床面積三千七百三十四、九二平方メートルでございます。この中
には普通教室十四、特別教室四、その他昇降口、階段、トイレ、
配膳室、リフト等が含まれているものでございます。

契約の方法につきましては、別紙参考資料にご載りますとおり
去る十一日田村建設工業株式会社ほか七社をもって指名競争入札と
執行いたしましたところ、お手もとにご配付したとおり四回まふ
実施したわけでございますが、田村建設工業株式会社を除きまして
あとは辞退ということになつたわけでございます。最低が一億九千
七百円ということ、市の設計金額と大内ないらさがござりますが、
この点について種々田村建設と協議いたしました結果、先ほど内田
庶務課長より説明があった経過を得まして契約金額は市の設計
金額であります一億七千二百八十万円をもって随意契約を締結する
はかどつた次第であります。

工期につきましては、本日ご議決いただきましたすいは明十八日から取

和四十九年五月十日までの工期といたす次あり。契約の相手方といたしましたは福生市志茂百三十一番地、田村建設工業株式会社代表取締役田村誠一と福生市と契約を締結したいということでございます。

何とぞ今日の建設業の現状とご認識いただきまして、原案に同意くださるようお願いいたします。簡単でございますが議案が八十五号の説明にかえさせました。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する傾疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で傾疑を終ります。

○十五番（末次性男君） この際動議を提出いたします。

ただし議案と成つております。議案が八十五号については、委員会付託および討論を省略し、原案に同意さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただし末次性男君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略し原案に同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案が八十五号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程が四議案が八十六号契約締結について（仮称福生市立福生小三中学校新築工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画財政課長

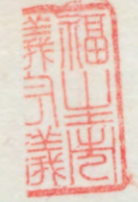
高水 求君

（企画財政課長 高水 求君 登壇）

○企画財政課長（高水 求君） 指名がござりましたので議案が八十六号契約締結について提案趣旨の説明をいたします。

本件につきまして議案が八十五号とまったく趣旨は同様でござい

ソです。市内外のとり仮称福生市立福生市三中学校の新築工事を
おこないます。本件も去つ八月十一日に株式会社竹中工務店ほか七社
から指名競争入札を実施いたしましたところ、お手とに入札を
示す調書のとおり四回まで実施いたしましたわけですが、いすけい
め、四回目にいたり竹中工務店の二億二千万円があつたので、あと
は総辞退ということになつた次第であります。市の設計金額は
二億二千万円でしたが、竹中工務店の四回目の入札価格と四千
万円ほどの差がでますが、これらにつきまして先ほどの金協で
教育委員会からお話しかけましたとよりの経過を経まして、
竹中工務店と福生市との間に市の予定価格である二億二千万円を
もつて契約をする内諾を得たわけですが、いすけい。したがって
本日ここに議案といたしまして提案し、議案の同意を得られまし
たらば明日から昭和四十九年五月十日までの工期をもつて竹中
工務店に三甲の新築工事を請負わせたいと思つた次第であります。
なお契約の方法は隨意契約とすべしとあります。
よろしく慎重に審議をいただきます。同意を賜り三甲が



内請に建築をしますよう特段のお願いをいたしまして、簡単で、
いすけい説明にかえさせていただきます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。
いより本案に対する傾疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で傾疑を終ります。

○十五番(末次性男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案ヤハ十六号については、
委員会付託および討論を省略し、原案とあり同意されんこと
と望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま末次性男君
から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を
省略し原案とあり同意されたい旨の動議が提出されましたが、
本動議のとおり決すべしと異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案八十六号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第五議案八十七号契約締結について（福生市立福生第一中学校講堂防音改築工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 企画財政課長 高水 求君

（企画財政課長 高水 求君登壇）

○企画財政課長（高水 求君） 指名がござりましたので議案八十七号につきまして提案理由の説明を申しあげます。

本件の提案趣旨については前二案とまったく同じものがございます。福生市立第一中学校講堂改築工事を契約を締結しようとするのでござりますが、本件につきまして八月十一日島藤建設工業株式会社ほか七社とちきして指名競争入札を五回ほど行なうためでございますが、最終的には村本建設株式会社の

一社が残ったのみで、あとの七社は入札について辞退されたわけでございます。お手もとの入札の調書のとおり村本建設株式会社は五回目で八千四百万円という札を入れたわけでございますが、市の予定価格と四百三十一万円ほどの差がござります。これにつきまして先きほど教育委員会事務局からお話がござりましたとおりの経過を経まして、福生市の予定価格であります七千九百六十九万円をもちて契約を結ぶということが村本建設株式会社と福生市と間に成りまして次々であります。したがって本日ここに条例にも

とつきました契約の同意を求めました次々であります。

規模構造につきましては鉄筋平家建て、延床面積として九百三十三、二二〇平方メートルでございます。契約の方法といたしましては

ただし申しあげましたとおり落札者がござりまする人の隨意契約といたすのであります。工期といたしましては、本日ご同意をいただきました

ましたならば明十八日から昭和四十九年三月三十一日までの期間をもって防音改築工事を施行したいと考えておる次々であります。

契約の相手方は千代田区飯田橋四丁目七番六号、村本建設株式会



社東京支店・取締役支店長鎌田三男と福生市と契約を締結することになる次でありす。

何となく慎重に審議のうえ本工事が円滑に進みますよう特別の補助をお願ひ申しあげまして、簡章をシテソすか議案オハ十七号の提案理由の説明にかえさせてソたいただきます。

○議長(石川信義君) 以上の提案理由の説明は終了しました。

このより本案に対する傾疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上の傾疑を終わります。

○十五番(末次性男君) この際動議を提出いたします。

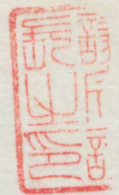
ただいま議題となっております議案オハ十七号については委員会付託および討論を省略し、原案とより同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま末次性男君から

所定の賛成者を得、本案は委員会付託および討論を省略し、原案とより同意されたい旨の動議が提案が提出されました。

福生市議会



本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって議案オハ十七号は原案とより同意することに決定いたしました。

○議長(石川信義君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

このより昭和四十八年オ五回福生市議会臨時会を開会いたします。

午後十時三十分閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長

石川信義 高被 中

議員

議員

関

米吉

議員 中 五 元 一



福生市議会

写

福庶発第千六百五十八号

昭和四十八年八月十三日

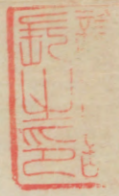
福生市議会議長

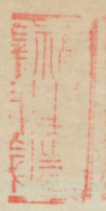
石 川 信 義 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和四十八年第五回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十八年八月十三日付福生市告示第四十六号（別紙参照）をもつて昭和四十八年第五回福生市議会臨時会を招集したので通知します。





写

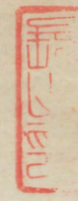
福生市告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第五回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十八年八月十三日

福生市長 石川 常太郎 印

- 一 期 日 昭和四十八年八月十七日
 - 二 場 所 福生市議会議場
 - 三 付議事件
- (1) 契約締結について



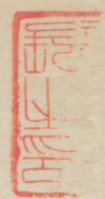


昭和四十八年八月十三日
福生市議会臨時会
議案第八十五号
契約締結について
（仮称福生市立福生第七小学校新築工事）
議案第八十六号
契約締結について
（仮称福生市立福生第三中学校新築工事）
議案第八十七号
契約締結について
（福生市立福生第一中学校講堂防音改築工事）

写

福庶発第千六百九十号

昭和四十八年八月十七日



福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十八年第五回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第八十五号 契約締結について（仮称福生市立福生第七小学校新築工事）
- 二 議案第八十六号 契約締結について（仮称福生市立福生第三中学校新築工事）
- 三 議案第八十七号 契約締結について（福生市立福生第一中学校講堂防音改築工事）



福議発第一七七号

昭和四十八年八月十四日

福生市議会議長 石川 信義

殿

議案説明員の出席要求について

昭和四十八年第五回福生市議会臨時会にご出席くださるよう地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一日 時 八月十七日（金）午前十時
二場 所 福生市議会議場

なお、議事日程を別紙のとおり送付いたします。

